

船舶事故調査報告書

平成29年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年9月17日 07時40分ごろ
発生場所	沖縄県竹富町 ^{ふなうき} 船浮港 船浮港第6号灯標から真方位203°180m付近 (概位 北緯24°20.4′ 東経123°43.9′)
事故の概要	貨物船 ^{ロザリオ ファイヴ} ROSARIO V. は、係船索が破断し、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年9月20日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 ROSARIO V. (モンゴル国籍)、499トン 9119268 (IMO番号)、PHIL. COMMERCIAL TRAMP SHIPPING CORP.
乗組員等に関する情報	船長（日本国籍）、締約国資格受有者承認証 船長（モンゴル国発給）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷、係船索の破断及び流失
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南東、風速 約14.8m/s（最大瞬間風速約26.6m/s）、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期 竹富町には、9月16日18時17分に暴風警報及び波浪警報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、台風16号を避ける目的で、船浮港係船浮標4番に船首から係船索4本をとって係留した。 本船は、台風16号の接近に伴い、南東方からの最大瞬間風速約26.6m/sの風により係船索2本が破断、残りの2本はホーサードラムのブレーキで止められず、主機を全速力前進にかけたものの、西北西方に圧流され、浅所に乗り揚げた。 本船は、海外売船により広島県糸崎尾道港からフィリピン共和国セブ島に向けて回航中であった。 本船の喫水は、船首約1.5m、船尾約3.4mであった。 本船は、1本のワイヤロープをシャックルで右舷船首の係船索2本に、もう1本のワイヤロープをシャックルで左舷船首の係船索2本にそれぞれつないで計4本の係船索をホーサードラムのブレーキで留め、主機を使用できる状態にしていた。 本船は、本事故後、上げ潮に伴い、自力で離礁し、付近に錨泊した。
分析	本船は、台風16号の接近に伴って風勢が増す状況下、船浮港の係

	<p>船浮標に係留中、台風による最大瞬間風速約26.6m/sの風により係船索が破断したことから、主機を全速力前進にかけたものの、暴風により圧流され、船浮港第6号灯標南方の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、船浮港の係船浮標に係留中、台風による最大瞬間風速約26.6m/sの風により係船索が破断したため、主機を全速力前進にかけたものの、暴風により圧流され、船浮港第6号灯標南方の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風の接近が予想される場合、避泊場所の検討を行うこと。